

第3回 枚方市教育委員会定例会 会議録			
開会	令和2年3月18日午後3時00分	閉会	令和2年3月18日午後4時42分
日程番号	議案番号	案 件	結果
1	報告第16号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定議案に対する意見について (2) 職員の任期更新について (3) 教職員の退職について (4) 学校教育法附則第9条等の規定による令和2年度使用教科用図書の採択について	承認
2	議案第32号	枚方市ICTを活用した学校教育の考え方の策定について	可決
3	議案第33号	枚方市学校整備計画の策定について	可決
4	議案第34号	児童の放課後を豊かにする基本計画の策定について	可決
5	議案第35号	枚方市学校いじめ対策審議会委員の委嘱について	可決
6	議案第36号	枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について	可決
7	議案第37号	枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について	可決
8	議案第38号	枚方市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	可決
9	議案第39号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について	可決
10	議案第40号	枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室目的外使用許可に関する規則の制定について	可決
11	議案第41号	教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて	可決
12	議案第42号	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること及び教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて	可決
13	報告第17号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(令和元年度3月追加補正予算額(教育関係)について)の意思決定について	承認

構 成 員	教 育 長	奈良 涉	構 成 員	教 育 委 員	谷元 紀之
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	橋野 陽子
	教 育 委 員	近藤 孝			
説 明 員	教 育 次 長 兼 総合教育部長	森澤 可幸	説 明 員	学校規模調整課長	畑中 徹
	学校教育部長	狩野 雅彦		おいしい給食課長	亀野 真紀
	社会教育部長	浄内 俊仁		学 務 課 長	石田 英生
	総合教育部次長	高橋 孝之		教 職 員 課 長	鴨田 慎司
	学校教育部次長 兼 総合教育部副参事	藤丸 知子		児童生徒支援室課長 (支援教育担当)	栈敷 勝
	学校教育部次長 兼 児童生徒支援室長	千原 正敏		児童生徒支援室課長 (生徒指導担当)	吉本 賢治
	社会教育部次長	新内 昌子		教 育 指 導 課 長	黒田 剛司
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	辻本 雅一		社 会 教 育 課 長	河田 淳一
	まなび舎整備室長	井上 浩一		放課後子ども課長	赤土 孝史
	教育政策課長	乾口 美香		中央図書館副館長	中道 直岐
	まなび舎整備室 課長 (保全担当)	鷲 信彦	記録	教育政策課課長代理	清水 澄一
まなび舎整備室課長代理	三友 章		傍聴の人数	0 人	

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。森澤教育次長。

○森澤教育次長 委員の出席状況について報告します。本日の会議は全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年（2020年）第3回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において近藤委員を指名いたします。

それでは、日程1、報告第16号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。説明を求めます。森澤教育次長。

○森澤教育次長 ただいま上程いただきました報告第16号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから2ページをごらんください。ご報告いたしますのは、2ページ中ほどの2. 臨時代理事項でございますとおり、臨時代理第24号から第27号まででございます。これら4件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書の3ページをごらんください。臨時代理第24号、「枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定議案に対する意見について」ご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月3日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、議案書の4ページをご覧ください。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づいて、市議会議長が令和2年3月定例会に提出する予定の「枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の議案について、教育委員会の意見を求めてきたものでございます。

議案第117号の「枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定」は、（1）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）、（2）文化財の保護に関することにつきまして、市長が管理し、及び執行するという内容でございます。

本件につきましては、令和2年2月13日付けで市長から教育委員会へ全く同内容の意見聴取があり、令和2年2月15日に教育委員会臨時会を開催し、「異議のないもの」として回答を行ったものであります。

このため、今回、市議会議長からの意見聴取について、同内容であること及び特に緊急を要したことから、「異議のないもの」として教育長による臨時代理として回答したものであります。

なお、参考資料として、6ページに教育長から市議会議長への「枚方市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定議案に対する意見について」の回答書を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第24号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第25号、職員の任期更新について、ご説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月3日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、8ページをご覧ください。

「令和2年3月4日付け職員の人事異動」の表のとおり、職員の育児休業の期間延長に伴い、総合教育部おいしい給食課 育児休業代替任期付職員 下岸 蓉子の任期更新を行うものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第25号の説明とさせていただきます。

○狩野学校教育部長 続きまして、臨時代理第26号、教職員の退職について、ご説明申し上げます。

議案書9ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年3月3日付で、教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

議案書10ページをごらんください。

1. 臨時代理の内容につきましては、令和3月3日付けで、枚方市立桜丘中学校講師 堀中 康介が退職いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第27号、学校教育法附則第9条等の規定による令和2年度使用教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

議案書11ページをごらんください。

本件は、障害がある児童及び生徒の学習のための教科用特定図書につきまして、令和元年8月28日開催の第8回教育委員会定例会におきまして、調査の結果に基づき、該当の児童・生徒4名に必要な拡大教科用図書を採択していただいたところでございますが、令和2年3月6日付けで、在籍する中学校から、議案書12ページに記載のとおり、第3学年の生徒につきまして、数学の拡大教科用図書も必要であるとの報告がございました。新年度における当該生徒の学習に支障を来さないようにするため、特に緊急を要すると判断し、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定によりまして、令和2年3月6日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

なお、臨時代理後、大阪府教育長へ報告し、現在手続きを進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第27号の説明とさせていただきます。

報告第16号、臨時代理事項の報告につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第16号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第32号、枚方市ICTを活用した学校教育の考え方の策定について」を議題とします。

説明を求めます。

森澤教育次長。

○森澤教育次長 ただいま上程いただきました議案第32号、「枚方市ICTを活用した学校教育の考え方の策定について」につきまして、ご説明いたします。

議案書の13ページをごらんください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

内容につきまして、別紙2をつけてございます。

なお、この件につきましては、既に前回の教育委員会協議会、また、文教委員協議会におきましてご説明をした内容でございますので、ポイントに絞ってご説明をいたします。

恐れ入りますが、別紙の枚方市ICTを活用した学校教育の考え方についてをごらんください。

まず、ICTの活用による新しい学校教育の確立を基本目標とし、子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現を目指していく旨、記載をいたしております。

また、基本目標といたしまして、ICTを授業だけでなく、放課後や家庭においても子供たちが学習することのできるツールとして活用していくことで、教育環境のさらなる充実を目指していくことといたしております。

2の基本方針につきましては、3点示しております。

1点目といたしましては、授業、放課後学習、家庭学習におけるICTの活用について。

2点目といたしまして、教員のICT活用指導力の向上に向けた取り組みについて。これについては六つの項目に分け、記載をいたしております。

3点目といたしまして、児童・生徒の学びを支えるICT機器の整備につきまして、教員のICTの活用に向けた準備を整えた上で、児童・生徒用のタブレットパソコンの整備を行うことを記載いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第32号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 前回の協議会でもこの件につきましては話を聞かせていただいて、質問もさせていただきましたが、改めて2点ほど質問したいと思います。

まず、基本目標を達成するために基本方針を徹底し、ICTを活用した学校教育を推進すると

ということですが、来年度ICT教育に係る研究指定校は何校ほど指定し、どのような内容の研究指定を考えておられるのですかということです。

○奈良教育長 黒田教育指導課長。

○黒田教育指導課長 研究指定校につきましては、今年度中学校のほうで、第四中学校、それから楠葉西中学校が取り組みしていただき、プログラミング教育につきまして、小学校で、東香里小学校が取り組みのほうをしていただきました。来年につきましては、この3校が引き続き研究指定校という形で取り組みを進めていただき、あとそれ以外の研究推進校という形で、この3校の取り組みを推進する形で取り組みを進めるようにということで、推進校を指定していく方向で検討しております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 推進校は何校指定する予定ですか。

○奈良教育長 黒田教育指導課長。

○黒田教育指導課長 具体的には2校、もしくは3校という形で検討のほうを進めております。

○奈良教育長 谷元委員。

○谷元委員 もう一点、基本方針の(1)の①授業の中では、児童・生徒同士、児童・生徒と教員が双方向性にコミュニケーションを図るツールとしての活用を進めますとありますが、授業の中でICTを活用する場面というのはもっといろいろとあると思います。その辺りはどのようになっていますか。

○奈良教育長 黒田教育指導課長。

○黒田教育指導課長 今申しましたように、さまざまな場面の活用ということを考えております。その場面につきましても、さまざまな学校の取り組みの好事例を集めまして、検討のほうを重ねていきたいというふうに考えております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 意見を述べさせていただきたいと思います。

前日も意見として言わせていただきましたけれども、1人1台のタブレットPCが段階的に今後配布されることになれば、一人一人の活用が今までより格段にふえ、子供たちの活用も多種多様になってくるのは明らかです。デジタル教科書を初めとするデジタルコンテンツを活用する効果もさらに伸びることが期待されます。一人一人の児童・生徒の活用や学習の到達度、評価に対するフィードバックも可能になります。多様な子供たちを誰一人取り残すことのないように、一人一人の学習傾向や学習状況を把握し、課題を見つけ、分析するためには、教員がICTに対応できる能力が必要です。

文部科学省が令和元年12月に出した教育の情報化に関する手引には、次のように書かれています。

ICTを効果的に活用した学習場面は、一斉指導による学び、一斉学習。子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び、個別学習。子供たち同士が教え合い、学び合う協働的な学び、協働学

習の三つの分類令に分けることができる。

個別学習には、①個に応じた学習、②調査活動、③思考を深める学習、④表現、製作、⑤家庭学習。

協働学習には、①発表や話し合い、②協働での意見整理、③共同製作、④学校の壁を超えた学習と、10の場面を想定していました。

そして、小学校、中学校の各教科におけるICTを活用した教育の充実として、教科ごとにさまざまな場面を想定した詳細な分類令も参考として記載されていました。これを見ますと、今回のICTを活用した学校教育の取り組みについての基本方針（1）①の内容は、協働学習に当たります。一斉学習や個別学習では、タブレットPCをどのように活用するのかの記述がありません。ICTを一斉学習の中で効果的に活用し、子供たちの興味・関心を喚起し、学習課題を効果的に提示したり、説明したりしながら、子供たちの学習課題への理解を深めることが求められています。

また、個別学習では、どのような活用の仕方があり、個に応じた指導の有効性が考えられるのか、研究指定校で実践し、研究を進める必要があると考えています。

ICTを授業だけでなく、放課後や家庭においても、子供たちが学習をすることのできるツールとして活用するためには、教員のタブレットPC活用能力と、それを授業で効果的に生かすことを研究し、あらゆる学習場面において、ICT活用の特性、強みを生かすようにしながら、創意工夫した実践を示す必要がある。

来年度は、コミュニケーションを図るツールの一つとしての活用だけでなく、一斉学習や個別学習に使えるツールとしての活用も含めた実践が研究指定校、それから研究推進校で提案され、枚方市の全ての小中学校で広まり、さらに授業改善が進むよう、指導主事や学校運営アドバイザー、教育推進プランナー、ICTサポート員などを活用され、学校支援を図りながらICTを活用した学校教育を進めていただきますように、よろしくお願いします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 私も意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど教育次長から説明がありましたように、前回の定例の協議会、または文教委員会で各委員さんからの質問、意見等を聞きながら、よりこのICTを活用した学校教育につきましては、内容を充実していく必要があるという旨のご説明がありました。また、費用面でも多額な額が投入されますので、対費用効果を含めて、より充実していかなければならないということをふまえて、意見を述べさせていただきます。

先ほどの別紙資料には、1の基本目標、2の基本方針があるわけですがけれども、1の基本目標を見ますと、3行目あたりに、ICTの活用についてということで、おおむね5点ぐらいの内容を上げられて、公正に個別最適化された学びを持続的に行うという目標を掲げられています。また、そこには具体的な基本方針があるわけですがけれども、特にこの基本方針の（1）の授業、放課後学習、家庭学習におけるICTの活用、このところが実際の学校での活用に大きな内容だと思います。特に、①の授業の中では、児童・生徒同士、児童・生徒と教員が双方向にコミュニ

ケーションを図るツールの一つとして活用を進めますということについて、私の意見を述べて、ぜひとも来年度の施策に生かしていただきたいと思っています。

学校におけるICT活用に向けた取り組みについては、来年度、令和2年度以降、順次実施される新学習指導要領においては、大きく二つの目標が書かれています。

1点目は、情報活用能力を言語活動と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、育成を図ることと。また、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図るということが明記されています。

ICTを活用した学習活動の充実を図るためには、活動の内容とともに、そのプロセスといえますか、段階があります。例えば、新しい許可書にあります、QRコードを読み取っての学習やデジタル教材の活用。また、授業における日常のツールとして、文書作成ソフトやプレゼンテーションソフトの利用。さまざまな調べもの学習の利用です。

次の段階として、ICTを活用したアクティブ・ラーニングやプログラミング教育です。

さらに、上の段階として、本市でも目標として上げておられる個別最適化された学びだと、こういうふうに理解しております。

さて、その二段階目の、今年度、ICTを活用したアクティブ・ラーニングについての研究は、第四中学校、楠葉西中学校、また、プログラミング教育の研究は、東香里小学校が研究指定校として取り組んでいただきました。

私たち教育委員は、公開授業や研究協議会を参観いたしまして、それぞれの学校の取り組みの成果と課題が明らかになっていると思えました。新学習指導要領に求められているICTを活用した学習活動の充実を実現するためには、この3小中学校のICTを活用したアクティブ・ラーニングやプログラミング教育の課題をしっかりと検証し、来年度からの学校へのICT環境整備が生かされるようにしてもらいたいと思っております。

そのためには基本方針の2項目目にありますような、(2)の教員のICT活用指導力の向上がとても重要であります。効果的なICTの活用内容については、学年ごとに指導計画例を提示することも必要と思います。

さて、来年度、ICTの教育の研究指定校については、先ほど担当課長のほうから研究指定校及び研究推進校の話がありましたけども、やはり国の動向に詳しい大学の先生を招聘し、研究指定校の研究課題を的確な方向に進められるように指導を願うと。そしてそれを実践する中で、全校に生かせるようにしてもらいたいと思っております。

また、昨年11月に、教育長、我々委員の視察研修に行きました。熊本市教育員会は先進的に取り組まれておりまして、ICTの活用内容や研修の持ち方など、非常に参考になりました。このような先進市の取り組みを参考にされたらと思います。

新学習指導要領で述べられている学校のICT環境整備等、ICTを活用した学習活動の充実がやはり両輪となって、子供たちの情報活用能力の育成を計画的、組織的に進められることをお願いして、意見とさせていただきます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

近藤委員。

○近藤委員 私も意見を述べさせていただきます。

まずは、皆様が今COVID-19ということで、新型コロナウイルス対策で、皆さんもうドタバタの中だと思いますので、いろいろとご尽力、本当にありがとうございます。

まず、今ホームページで上がっております、枚方市議会の文教委員のほうで所管事務調査報告書ってというのが上がっておりました。それを見させていただいて、ぜひここをお願いしたいということを報告書として上げておられるのが、学校教育現場と教育委員会とが一体で取り組み、一定の高い質を担保する仕組み、授業ですね。それに、2点あって、一つは、組織の体制づくりであり、研修の体制づくり、教員による授業の質の格差を生まないマニュアル化っていうような形で、箇条書きで書いてあります。先ほど、神田先生、谷元先生がお話ししていただいたとおりで、せっかくタブレットを導入するのであれば、今回は国のほうから各市町村に一斉に出しております。ICT教育を進める意思を持っていますというのは、少なからず全国津々浦々までが申請なさるとすれば、同じ条件でございます。その中で、枚方は先をいっているということを、ぜひ皆様のお力で輝かせていただきたいというのが期待とお願いでございます。

第2点が、現状ICTの中で書いてあることもありまして、ICTの普及率っていうのは国の基準からすると、まだ枚方市は現状下回っております。2018年から5カ年計画でもって、こういう形でやっていこうという、あるフレームワークをつくった普及を進めていこうとしている折に、国からこういう政策の発表があったと理解しておりますけれども、ICTの教育の特徴は、活用する場を選ばない、活用する場を得られないというのが一番の特徴でございます、この次の3点が非常に重要だと思います。

まず一つは、皆さんがお気づきのとおり、授業の改善ということで、これからICTを取り込んでどういったアクティブ・ラーニングであるとか、もう一つ先行くとアダプティブ・ラーニング、これは視察で、たしか九州市行かせていただいたときに、アナログではありましたが、4年の子が放課後に3年の勉強をしているという形でもって、低位層を取り上げるという活動にも中心に北九州はやっておられた印象で、これがアダプティブって言われる底辺をさらに理解、不足の子を上げてあげるという仕組みをやっておられるなというのはすごく私は感じたところです。

熊本では、ICTを使っただけのいろんな授業を見させていただきましたけれども、やっぱり先進しているなというのは、ある意味先行でそこに特化しておられるということもあります。恵まれたことに、熊本大学、それと熊本市の首長がその意志を持って、教育長とリンクして、そういう組織を立ち上げられた。立ち上げておられて、そのチームはそこを進める、いわゆるワンオーダーのセクションがあるがゆえに、独自の進め方をするのかというふうに思います。今いろんな人の体制の中で、非常にご苦労は多いのですが、各部署の中の横断的という言い方すると不明快になるので、どなたがどの責任を負って、どう進めていくかというところの組織づくりをぜひお願いしたいというふうに思っております。

その次が、授業の改善というところであったり、放課後教育含めて、家庭学習、今回最終の形状でいうと、ICTをご自宅に持って帰っていただいってという形まで想定しているわけですから、ご自宅での勉強を含めての底から上げていくっていう形の使い方、この主要3点、授業改善、

放課後の学習、家庭へ持って帰っても学習ができる、それともう一つは、学校に来ることができない子どもたち、当然身体的な問題があったり、精神的な問題があったりして来ることができない子どもたちも、自宅である部分、一定の学習ができるという部署、そういうものも当然ソフトが十分そろっているかと思しますので、そういう手当ても含め、一番マイナス位置でお話ししなければいけないのがプログラミングや英語というのは当然のことですが、ICTの活用を電子図書も含めたところの中で、どう展開していくかということ、ぜひお願いしたい。冒頭、誰一人残すことなくということで、SDGsの中の一説がうたわれておりましたけれども、私自身はそう捉えております。

ここでヒントなのですが、熊本市では、産官学ということで、熊本大学、それとドコモっていう業者さんと、それと行政とが一体となって、産官学が一体となって進めておられて、視察に教育長も一緒に当然行っていただいているわけです。その折に先方、熊本市の教育長などとお話しさせていただいた折に、2月ごろにはそのひな形、ある程度の発表できる形ができるっておっしゃっていた記憶がまだ残っていて、それをひな形としていただいて、枚方版でアレンジして使える部分であれば使っていくということも一つだと思います。また、ドコモという業者さんは、それを熊本市教員さんがいろいろと考えられたことを具体的にそのソフトの中でどう動かそうかということ、具体的に考えておられました。弊市もドコモさんと業務連携ということを取り組んでいるわけですから、どんどんいいポイントを弊市に取り入れられることをオファーして、ヒアリングしていくという連携も強めていただくと、弊市の教育がさらに輝いていくものではないかというふうに思いますので、あと大学についても、英語ということで言えば、関西外大さんの視察も行かせていただいて、英語村のときに、教室と教室が離れていて授業をやっているというのがデモンストレーションやってくれていたと思います。機材トラブル等はありませんけれども、本当場所と時間と距離を選ばないというのがICTですので、ぜひ今までの基本的な教室の中でこういう授業がということではなく、未来に向かって輝いていただく人材をつくるという意味で、皆様のご協力を得て進めていければというふうに思いますので、何とぞよろしく願います。

以上です。

○奈良教育長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

○奈良教育長 再開します。

他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第33号「枚方市学校整備計画の策定について」を議題とします。

説明を求めます。

森澤教育次長。

○森澤教育次長 ただいま上程いただきました議案第33号、枚方市学校整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の14ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙、枚方市学校整備計画（案）でございます。この計画につきましても、「学校施設整備計画」に「トイレ整備事業」や「市有建築物保全計画」を一元化することで、より効率的な施設整備を図るとともに、コスト縮減や財政負担の平準化を考慮するものとしまして、教育委員会協議会及び文教委員協議会において説明をさせていただいたものでございます。

今回策定するに当たりまして、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第33号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いをいたします。

○奈良教育長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 先ほどの案件と同じように、前回の定例の協議会及び文教委員協議会での委員さんの意見等踏まえながら、改めてこの学校整備計画を見させていただいて、今後非常に計画的に考えていただけるよう、改めて理解しております。その中で、2点ほど確認も含めて教えていただきたいと思います。

別紙10ページに、方針2と方針3があるわけですが、まず、方針3の学校規模等適正化との整合というところの（5）、こここのところの6行目です。今後、本市が策定する計画や方針に基づき、必要となる場合には、他の公共施設の複合化についても検討を進めると。他市でもそういう例があることは聞いております。まだこれは構想の段階だと思っておりますが、わかる範囲でどのような公共施設に検討されるのか、わかれば教えていただきたいです。

○奈良教育長 森澤教育次長。

○森澤教育次長 今のところ、我々教育委員会のところでは、複合化というようなことも含めて考えていく必要があると考えております。具体的に、どういう施設としてやっていくかということにつきましては、本庁側のマネジメント計画とも整合を図っていく必要があると考えております。その中で今我々が考えておりますのは、そのような対象校の近隣にありますいろんな公共施設、例えば保育所なんかも含めまして、そういうものと複合化というふうなことについては一つの方法かなというふうに考えております。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 もう一つは、その方針2の学校施設のトータルコストの縮減ということに関連しまして、(4)の2行目に、事業費の平準化及びその具体的なものとして、13ページ、14ページにわたっての対象施設の実施計画の中に上がっている概算事業費等のことに関連していることですが、これは来年度、令和2年度から6年度までの5年間で、約172億円と、平均で約34億円というふうなことが記載されております。私も具体的に見てみますと、14ページに、工事費、(2)の保全及びトイレの改修等、もう一つの長寿命化改修等についてということでの両方を、工事費、設計委託費をそれぞれ合算しますと、おおむね平均、平準化されるように、5年間組んでおられるなということがわかりました。

その中でなんですけれども、そのトイレ改修の部分にかかわってのことになります。この中で、トイレ改修を、資料が次のページから15、16ページからずっとあるわけなんですけれども、そのトイレ改修が更新されるところをちょっとずっと数えてみますと、令和2年度は7校ですね。7カ所。令和3年度は幼稚園が6園で8カ所ありまして、37校園の39カ所。令和4年度は29校。令和5年度は31校。令和6年度は3校と。合計109カ所。ちょっと数え間違いがあるかわかりませんが、数えますと109カ所がこの5年間でトイレ改修されるというふうになります。

その中で、年度見てみますと、令和3年度から5年度の3年間で、99カ所、毎年30から三十数カ所の改修となるわけなんですけれども、文教委員協議会でも質問ありましたが、予算的には平準化されているわけですが、工事の内容を見ますと、トイレ改修はこの3年間で非常に多いと思いますけど、その辺は工事発注含めて、実際に問題なく進められるのか、ちょっとその辺りのところをお聞かせいただけたらと思います。

○奈良教育長 三友まなび舎整備室課長代理。

○三友まなび舎整備室課長代理 本計画、学校整備計画に関しましては、今トイレ改修に関しましてということでしたいただきましたが、まず計画の実効性を確保するために当たりましては、こちらの計画の11ページをごらんください。

セクションとしましては、計画の推進という中で、全庁的な推進体制を確保していくことや、学校の中での工事になりますので、2番としては、学校施設関係者との合意形成ですね。トイレ改修にいたしましても、夏休み工事を中心に、学校との調整の中で実施していくことになるので、そういったことが肝心となります。

あと、学校に関する工事情報等は3番にこういった情報も、まなび舎整備室ではそういう情報、工事情報の整理ということも行っていております。

次のページのほうで、4番目、5番目としまして、財源ですね。財源の確保ということも単年度ごとにはなりますが、市の財政部局ともこの計画をもとに協議を進めてまいります。

あと、計画ということですね、こういったプランというのは実施、その後のチェック、アクションということを繰り返すことで、こういった計画に基づく工事を計画的に進めていく考えを持っております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 非常に新しく全庁的にその整備計画をする中で、非常にありがたい方向だと思っております。その中で、文教委員協議会なんかでも、トイレだけやってほかの施設はどうかといういろいろご意見ありましたけども、基本的にはトイレ改修を優先していくということ、私は学校施設の中でやっぱり児童・生徒が快適な学校生活を送るには、校舎も大事ですけども、やはり毎日使うものには早急にやっていただきたいと思っております。その中で、工事が令和2年度から進める中で、先ほど申しましたように、令和2年度は予算のこともありますから、7カ所ということで、最後の最終年度は3校と。間のいろいろ市全体でいろいろ計画検討されると思いますが、少しでも令和2年度に前倒しできる予算補正とか含めて、国の補助金のこともあると思いますけども、少しでも前倒しできたら前に持っていくような、そんなことも難しいところもあると思いますけど、ご検討いただいて、お願いしたいということです。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第34号「児童の放課後を豊かにする基本計画の策定について」を議題とします。

説明を求めます。

浄内社会教育部長。

○浄内社会教育部長 ただいま上程いただきました議案第34号、児童の放課後を豊かにする基本計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の15ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

それでは、別紙の児童の放課後を豊かにする基本計画(案)をごらんください。

本基本計画は、児童が安全・安心な学校の敷地内で、時間・空間・仲間の、いわゆる「3間」を確保し、豊かな放課後を創造していくための理念や取り組みの方向性等を明らかにすることを目的に策定するものでございます。

策定に当たりましては、教育委員会の附属機関として設置しました児童の放課後対策審議会に諮問を行い、各種調査やアンケート、計画素案に対する市民からの意見募集、さらには、放課後子ども教室モデル事業の実施や、これに対する第三者評価などを経て、13回にわたる審議の結果、答申を受けるとともに、市議会、文教委員協議会においてもご協議をいただいております。

このように、計画策定に必要な諸手続を終え、基本計画の最終案の取りまとめを行ったものでございます。

本基本計画策定後は、市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図る予定をしております。

なお、計画案の内容につきましては、表紙をめくっていただき、はじめにのところで、本計画の概要をお示ししており、まず、一段落目に、本市における子供をめぐる課題を、また、二、三段落目で、その課題に対し、求められる取り組みを、また、最後の段落で、放課後対策事業の推進について、それぞれ記載をしております。

基本計画の章立て、記載項目につきましては、1ページの目次のとおりでございますが、詳細な説明につきましては、本日勝手ながら省略をさせていただきます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第34号の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 浄内部長のほうからも説明あり、今まで教育政策会議、また定例の協議会、文教委員協議会等で何度となく説明受けて、この基本計画については論議されてきて、中身は非常に鮮明になってきたと思います。非常に実態を踏まえて、計画的に計画された基本計画ということで、私も非常にレベルが高いなと思っております。そういう意味で、実際これを進めていただく点で、最後、確認も含めて、質問をさせていただきます。

17ページに、モデル校の調査等を踏まえて、最後の行に、行政サービスを受ける機会の公平性の観点からも、市立小学校全45校を対象とした実施が求められていますと。

そして、19ページに、実際その中での、連携事業を進めていく中での6の効果的・効率的な運営という中で、放課後子ども教室の本格実施に当たっては、実施する期間、回数、時間帯、各事業間での連携の形などについて整理した上で実施に移すことが必要ですと、こういうふうに述べられておまして、実際の計画ロードマップについては28ページにありますように、令和5年度から順次、開設していくということになると思います。今モデル校は4校ですが、順次ふえていく形になろうかと思えます。最終的に45校まで、見通しとして何年間ぐらいで、最終的に予算はどのぐらいを必要なのかと、その辺のところ、もしくは今わかる範囲で結構ですので教えていただきたい。

○奈良教育長 河田課長。

○河田社会教育課長 児童の放課後を豊かにする基本計画で明らかにしております総合型放課後事業の具体化に当たりましては、留守家庭児童会室と放課後子ども教室の連携、協働による運営を核として、放課後自習教室や枚方子どもいきいき広場とも連携しながら、児童の放課後対策を総合的に進める予定でございます。

今後進めてまいります総合型放課後事業では、留守家庭児童会室と放課後子ども教室を直営、または業務委託により、一つの実施主体が運営することを想定しておりまして、令和2年度は7

月、8月の2カ月間、現留守家庭児童会室スタッフによる留守家庭児童会室と放課後子ども教室の総合的な運営を小学校1校にてモデル実施し、令和3年度には直営に加えて、業務委託によるモデル実施を通年で実施したいと考えております。全校で実施した場合の事業費につきましては、このモデル実施の結果を踏まえまして精査してまいりたいというふうに考えております。

なお、国、大阪府の補助金ですけれども、これは事業費の35%を見込んでおります。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 説明していただいて、おおむね理解いたしました。小学校に上がって、子供たちが留守家庭に行っていない子供たちが放課後をどのように過ごすかということが、これからの子供たちにとっては非常に大きな意味合いがあると思います。時々社会的な問題として、言葉として上がっているのが、小1の壁ということで、私も初め学力のことかなと、そうではなくて、小学校上がった子供が、親は働いているけどもそんなに留守家庭児童会には入室できないということ、その中でその子供の居場所ということで、小1の壁というふうなことを読んだことがあります。そういうことを含めて、今、来年度から計画的に研究実践していただきながら、5年度から入りますが、非常に予算とか含めて、かなり難しい面もあると思いますけども、その計画的なモデルを踏まえながら、5年度から枚方市としてやはり魅力ある学校、学校といたしますか、子供の子育てといたしますかね、教育というのを含めて、ぜひとも早い形で少しでもふやしていただきたいということをお願いさせていただきます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程5、議案第35号「枚方市学校いじめ対策審議会委員の委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。

狩野学校教育部長。

○狩野学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第35号、枚方市学校いじめ対策審議会委員の委嘱について、提案理由のご説明をいたします。

議案書の16ページをごらんください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会に議決をお願いするものでございます。

本市では、枚方市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うための調

査・審議を担う、枚方市学校いじめ対策審議会を設置しております。

このたび、審議会委員1名より辞任の申し出があったため、新たに後任の委員を委嘱するものでございます。

議案書17ページをごらんください。

1. 委員の解嘱でございますが、解嘱委員は岡田 敏之氏で、解嘱日は令和2年3月31日でございます。

次に、2. 委員の委嘱でございますが、委嘱理由といたしましては、前任者の辞任に伴いまして、後任を委嘱するものでございます。

委嘱委員は学識経験者である者として、京都教育大学名誉教授桶谷 守氏でございます。委員の任期は令和2年4月1日から令和2年9月18日まででございます。

以上、簡単ではございますが、議案第35号、枚方市学校いじめ対策審議会委員の委嘱についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程6、議案第36号「枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

森澤教育次長。

○森澤教育次長 議案第36号、枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

議案書の18ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

今回の改正は、枚方市立蹉跎西幼稚園が、令和2年度末に閉園することに伴い、枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則を一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案書の20ページの新旧対照表によりご説明いたします。

20ページをごらんください。

令和2年度につきましては、在園児が5歳児にのみとなることから、枚方市立蹠西幼稚園の4歳児の定員欄を削除するものでございます。

恐れ入りますが、19ページにお戻りください。

ページ中段の附則でございます。本規則の施行日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第36号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程7、議案第37号「枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について」を議題とします。

説明を求めます。

森澤教育次長。

○森澤教育次長 ただいま上程いただきました議案第37号、枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定につきまして、ご説明いたします。

議案書21ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

1. 内容につきまして、22ページをごらんください。

枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則といたしまして、枚方市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例、附則、ただし書きに規定する規定の施行期日は、令和2年4月1日とすると定めるものでございます。

23ページの参考資料をごらんください。

本改正条例は、新たな共同調理場といたしまして、枚方市立桜丘北学校給食共同調理場及び枚方市立春日学校給食共同調理場の設置を規定するもので、令和元年6月25日に交付され、附則の施行期日の中で、第2条の表の改正規定(枚方市立春日学校給食共同調理場に係る部分に限る)は、令和2年4月1日までの間において、教育委員会規則で定める日から施行するとされたもの

でございます。

なお、施行期日の令和2年4月1日は、整備いたしました枚方市立春日学校給食共同調理場の運用開始日でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第37号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程8、議案第38号「枚方市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題とします。

なお、日程8及び日程9、議案第39号「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」、日程10、議案第40号「枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室目的外使用許可に関する規則の制定について」につきましては、密接に関連しておりますので、これらを一括して議題とし、説明をお願いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、説明を求めます。

浄内社会教育部長。

○浄内社会教育部長 ただいま上程いただきました議案第38号から議案第40号までにつきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第38号、枚方市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、ご説明いたします。

議案書の24ページをごらんください。

本件は、昨年6月定例会議会において、香里ヶ丘図書館に指定管理者制度を導入すること。また、図書館2階に設置する多目的室を有料の施設とすることを内容として可決されました枚方市立図書館条例の一部を改正する条例に関し、その施行期日を定める規則を制定することにつきまして、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、議案書の25ページをごらんください。

改正条例の施行日を、令和2年4月1日と定めるものでございます。

以上、議案第38号の提案理由と説明とさせていただきます。

続きまして、議案第39号、枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の26ページをごらんください。

本件は、令和2年8月にリニューアルオープンを予定しております。香里ヶ丘図書館の開館時間等を定めるため、条例規則の一部改正を行うもので、つきましては教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、議案書28ページの新旧対照表によりご説明いたします。

表の右側、旧現行の欄、第9条第2項及び第17条において引用しております、条例第4条及び第5条が、昨年6月定例会議会における議決により、それぞれ第5条及び第6条に繰り下げとなりましたので、左側、新改正後の欄に記載のとおり変更するものでございます。

次の第19条は、指定管理を導入している図書館に適用するための各種の読みかえを行うものですが、右側の旧現行の規定のうち、条例第5条第1項各号に掲げるとあるものを、左側の新改正後の欄に記載のとおり、図書館（枚方市立中央図書館を除く）に変更いたします。これにより、香里ヶ丘図書館の開館時間を、次のページに別記1としてお示しをしております表のうち、左側、上から三つ目の段、別表第1のほうに対応いたします一番右側の欄に記載のとおり、他の分館と同様、午前9時から午後9時までとする規定を適用するものでございます。

恐れ入りますが、27ページにお戻りください。

附則でございりますが、改正規則の施行日を、令和2年4月1日と定めております。

以上、議案第39号の提案理由とさせていただきます。

続きまして、議案第40号、枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室目的外使用許可に関する規則の制定について、ご説明いたします。

議案書30ページをごらんください。

本件は、令和2年8月にリニューアルオープンを予定しております香里ヶ丘図書館の2階に設置する多目的室の使用許可に関する規定を定めることにつきまして、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、議案書31ページからの枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室目的外使用許可に関する規則をごらんください。

まず、第1条、趣旨でございりますが、この規則は、枚方市立香里ヶ丘図書館の多目的室に係る教育委員会の目的外使用許可について必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、使用の許可を行う曜日、時間区分等について定めております。

次に、第3条におきまして、多目的室の定員を、第4条におきまして、ID登録をすることによって、インターネットによる使用許可、申請手続きができること等を定めるものでございます。

次の32ページにかけまして、第5条は、申請する時期等について、2カ月前からは抽選予約の申請が、6週間前からは先着予約の申請ができること等を定め、また、第6条では、ID登録の方法や使用者ID番号付与申込書の様式等を定めております。

第7条から、議案書34ページにかけましての第14条は、使用許可の基準や使用者の遵守事項等を定めるものでございます。

次の第15条でございますが、申請書の記載事項については他の施設と同様に、公の施設の使用許可申請書の記載事項の標準を定める規則の例によることとするものでございます。

次に、最後に、附則でございますが、本規則の施行日を、使用予約の開始時期を考慮の上、令和2年6月1日とし、ただし第6条のID登録等については許可申請をスムーズに行うことができるよう、これに先立ちまして、施行日を、同年の5月11日と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第38号から議案第40号までの一括の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第38号、議案第39号、議案第40号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程11、議案第41号「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて」を議題とします。

説明を求めます。

森澤教育次長。

○森澤教育次長 ただいま上程いただきました議案第41号、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことにつきまして、ご説明いたします。

議案書の36ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第22号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育委員会は、その権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長の補助機関たる職員に補助執行させているところでございます。

本件は、このたび市立幼稚園の事務を補助執行に関し、協議の申し入れを行おうとするものでございます。

議案書の37ページをごらんください。

(1) 補助執行させる事務でございますが、現行変更前の補助執行させている事務について記

載をいたしております。

次の（２）補助執行させる事務、変更後をごらんください。

初めに、社会教育事業の実施に関する事務につきましては、引き続き補助執行させるものでございます。

次に、教育委員会の管理に属する教育機関に関する施設（学校及び学校給食共同調理場に係る施設を除く）に関する事務についてですが、変更前の「学校園」を「学校」と変更いたしております。このことによりまして、幼稚園の施設に関する事務を、市長部局の都市整備部に属する職員へ補助執行させることといたしております。

次の市立幼稚園に関する事務でございますが、これまで補助執行させる事務を、入園及び退園に関する事務といたしておりましたが、その他の事務についても補助執行させることから、全般的な表現に変更するものでございます。

括弧内の枚方市立学校長に対する事務委任規定第２号各号に規定する事務を除くことといたしておりますのは、規定に記されている幼稚園長がその権限において実施する事項を除くことで、各幼稚園の運営自体は補助執行とせず、現行どおりの運営を実施するとするため、規定するものでございます。

施行時期でございますが、令和２年４月１日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第４１号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第４１号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程１２、議案第４２号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること及び教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて」を議題とします。

説明を求めます。

森澤教育次長。

○森澤教育次長 ただいま上程いただきました議案第４２号、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること及び教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議

に対し同意を行うことにつきまして、ご説明いたします。

議案書の39ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第23号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

教育委員会は、市長の権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、必要な事務の委任を受け、または補助執行を行っているところでございます。

本件は、このたび事務の委任及び補助執行に関し、市長から提案のありました協議に対しまして同意を行おうとするものでございます。

議案書の40ページをごらんください。

内容の(1)委任を取りやめる事務でございます。指示の編さんに関する事務でございます。

これは、機構改革に伴い、文化財課が市長部局へ移管することとなるため、教育委員会への委任を取りやめるものでございます。

次に、(2)補助執行を取りやめる事務でございます。枚方市都市公園条例別表第1に掲げる野球場の管理に関する事務でございます。

これは、(1)同様、スポーツ振興課が市長部局へ移管することとなるため、教育委員会の補助執行を取りやめるものでございます。

2. 施行時期でございますが、令和2年4月1日とするものでございます。

なお、次の41ページに、市長から教育委員会教育長への事務の委任及び事務の補助執行に関する協議の申し出を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第42号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

#### ○奈良教育長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程13、報告第17号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

なお、本件につきましては、枚方市情報公開条例第6条第6号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、本件につきましては、非公開といたします。

ここで定例会は休憩といたします。

休憩中の時間を使って、教育委員会協議会を行います。

《 非 公 開 案 件 》

ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和2年(2020年)第3回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

奈 良 涉

---

近 藤 孝

---